

## VI 県立高等学校の授業料等及び修学支援制度

### 1 授業料・入学料・入学検定料

令和4年度の授業料等は次のとおりです。（条例の改正により、額が改定されることがあります。）

区 分		授業料	入学料	入学検定料
全日制の課程		118,800 円	5,650 円	2,200 円
定時制の課程	単位制による課程以外のもの	32,400 円	2,100 円	950 円
	単位制による課程であるもの	1単位につき 1,740 円	2,100 円	950 円
通信制の課程		1単位につき 336 円	500 円	

※校納金（教科書等の教材費、PTA・後援会費、修学旅行積立金等）は各高等学校の定めにより別途納めていただく必要があります。

※令和4年度より、県立高校では一人一台端末を使用した授業が開始されています。端末については、原則として個人で準備していただきます。ただし、貸出用も一部用意いたします。

### 2 修学支援制度

#### (1) 就学支援金(授業料関係)制度

県立高校の授業料は、平成26年4月以降入学する生徒から、保護者の所得が一定額未満の場合は、国から支給される「就学支援金」の受給を申請することができ、認定された場合は原則保護者が負担することはありません。

区 分	概 要
対象者	平成26年4月以降入学する新1年生から
所得制限	保護者等の地方税の課税標準額×6%－調整控除額が304,200円未満(年収の目安は、4人世帯で910万円程度未満)が対象 ※生徒本人が早生まれの場合、課税標準額から33万円を控除
支援金支給額 (授業料と同額)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 公立全日制 : 年額118,800円 (月額9,900円)</li> <li>・ // 定時制 : // 32,400円 (月額2,700円)</li> <li>・ // 定時制(単位制) : // 52,200円 (30単位履修の場合)</li> <li>・ // 通信制 : // 10,080円 (30単位履修の場合)</li> </ul>
備 考	所得制限額以上等の場合は、授業料を負担していただきます。

## (2) 奨学のための給付金制度

低所得世帯の教育費の負担を軽減するため、返済の必要がない給付型の奨学金を支給します。(額は毎年改定があります。令和4年度の額は次のとおりです。)

区 分	概 要			
対象者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成26年4月以降入学する新1年生から</li> <li>・保護者が静岡県内に居住している者</li> </ul>			
所得制限	生活保護世帯又は保護者等の「市町村民税所得割」と「道府県民税所得割」が非課税の世帯(年収の目安は、4人世帯で250万円程度未満)が対象			
支給額	区 分		全・定時制	通信制
	生活保護世帯		32,300円	32,300円
	非課税世帯	第1子	114,100円	50,500円
		第2子以降の子	143,700円	50,500円
※第2子以降の子とは、入学する生徒のほかに15歳以上23歳未満の扶養されている兄弟等がいる場合				

### (3) その他の修学支援制度

「就学支援金」や「奨学のための給付金」のほかにも、次のような支援制度があります。

修学支援 制度の名称	遠距離通学費補助	定時制・通信制修学補助金		定時制・通信制 修学資金貸与(無利息)	貸与型奨学金(無利息)	
		教科書	夜食費		教育資金	奨学金
対象者 課程等	全日制・定時制	定時制・通信制	定時制	定時制・通信制	高等学校 特別支援学校高等部(本科)	高等学校 高等専門学校
申請条件	通学定期代が月 15,000円を超える者	有職者(年90日以上就労)等		・有職者(通年就労)(バイト可) ・単位履修登録要件あり	・保護者県内在住 ・成績要件あり (原則、中学3.5以上、高校3.0以上)	・保護者県内在住 ・成績要件なし
所得制限	保護者等それぞれの「市町村民税の所得割額」と「道府県民税所得割額」の合算額が 85,500円未満 (年収の目安は、4人世帯で350万円程度未満) ※規則の改正により、所得制限基準が改定されることがあります。				主たる家計支持者	世帯全員
対象経費	通学定期購入費	教科書購入費	給食費	学資	教科書費他学校教育費	
給付・貸与額	月15,000円を 超える額の1/2	平均年額5,000円/人	88円/食 平均年額12,000円/人	168,000円/年 (月額14,000円)	自宅 216,000円/年(月額18,000円) 自宅外 276,000円/年(月額23,000円)	
返還等	—	—	—	原則として返還して いただきますが、 <u>卒業し た場合は申請により返 還が免除されます。</u>	高校卒業後に返還していただきます。大学等に 進学した場合は、返還を猶予することができます。	

### (4) その他

一部市町、各種団体にも奨学金制度があります。詳しくは、各市町の奨学金担当、又は入学先の高等学校に問い合わせてください。